佐久市・北佐久郡環境施設組合公告第 2 号

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市・北佐久郡環境施設組合に佐久市の要綱を準用する要綱（平成 26 年告示第 4 号）に基づき準用する佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 20 年告示第 68 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市・北佐久郡環境施設組合に佐久市の規則を準用する規則（平成 26 年規則第 5 号）に基づき準用する佐久市財務規則（平成 17 年規則第 39 号）第 105 条の規定により公告する。

平成 27 年 5 月 29 日

佐久市・北佐久郡環境施設組合長　柳　田　清　二

１　入札対象業務

業　　務　　名 （　発　注　課　）	平成 27 年度 循環型社会形成推進交付金事業 新クリーンセンター施設用地造成工事費積算業務 （ 佐久市・北佐久郡環境施設組合 事務局 ）
業　務　場　所	佐久市上平尾字上舟ヶ沢及び棚畑
業　務　概　要	工事費積算業務　一式 平成 27 年度 循環型社会形成推進交付金事業 新クリーンセンター施設用地造成工事
履　行　期　間	契約日から平成 27 年 8 月 31 日まで

２　入札参加資格要件

準用する佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項、又は準用する佐久市財務規則（平成 17 年規則第 39 号）第 103 条第 1 項の規定に該当する者でないこと。
（２）　準用する佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項第 1 号及び同条第 4 項の規定に該当する者でないこと。
（３）　佐久市・北佐久郡環境施設組合一般競争入札参加資格及び業者選定取扱要綱（平成 26 年告示 3 号）第 2 条第 1 号の規定により平成 25・26 年度佐久市の建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿の「道路」部門、又は「施工計画・施工設備及び積算」部門のいずれかに登録があること。
（４）　組合組織市町（佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町）内に本店、又は支店、営業所等として登録されていること。（新規部門登録を除く。また、支店等部門登録 3 年未満の業者は除く。）
（５）　常駐の技術職員が配置されていること。
（６）　本業務に従事する管理技術者及び担当技術者は、準用する佐久市土木工事積算技術業務共通仕様書のとおりとすること。

３　入札の日程等

入札手続き等	期間　・　期日等	場所　・　留意事項等
設計図書等の閲覧	平成 27 年 5 月 29 日（金）から 入　札　日　ま　で	・佐久市・北佐久郡環境施設組合ホームページへの掲載、佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局 (佐久市役所 本庁 3 階)

入札参加申請受付	平成 27 年 5 月 29 日（金）から 平成 27 年 6 月 3 日（水）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）」原本・副本各 1 部とする。 ・佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局（佐久市役所 本庁 3 階）へ持参により提出のこと。（郵送は不可）
設計図書等の入手	平成 27 年 5 月 29 日（金）から 入札日まで	･組合ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	平成 27 年 6 月 1 日（月）から 平成 27 年 6 月 3 日（水）まで （最終日は午後 5 時 15 分まで）	・質問書様式は組合ホームページからダウンロードすること。質問内容がわかるように具体的に記載すること。 ・佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局へ持参。
回答の期日・方法	平成 27 年 6 月 8 日（月）以降	・担当課（組合事務局）より組合ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	平成 27 年 6 月 12 日（金） 午前 10 時 00 分から（郵送不可）	・佐久市役所　6 階　601 会議室
落札者の決定等	・最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することができない。 ・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日（閉庁日の場合はその翌日）に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者 1 人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して 2 日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しＥメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書（様式第 4 号）により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日(閉庁日の場合はその翌日)以内に、組合に対して、競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書（様式第 5 号）により、その理由について説明を求めることができる。組合は、説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答するものとする。	
入札参加資格確認書類の提出について（落札候補者）	・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書（様式第 2 号）」 「配置技術者決定届（様式第 3 号）」 「技術者届」 「技術者等経歴書」 「管理技術者及び担当技術者の資格を証する書類」 「管理技術者及び担当技術者の雇用関係を証する書類」 及び組合が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日（閉庁日の場合はその翌日）までに提出すること。なお、郵送による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所：佐久市・北佐久郡環境施設組合事務局（佐久市役所 本庁 3 階）	

入札結果の公表	・佐久市・北佐久郡環境施設組合ホームページにおいて公表する。

4　入札事項等

入札事項	・入札回数は 2 回とし、第 2 回の入札をしても落札できないときは、第 2 回の最低入札者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は 2 回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
最低制限価格	・適用あり（佐久市に準用）
入札保証金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の 100 分の 5 の納付を要する）
契約保証金	・契約請負代金額の 10 分の 1 の金銭的保証 （ただし、準用する佐久市財務規則第 124 条第 2 項に該当する場合は、契約保証金に代わる担保の提供とみなし、同条第 3 項に該当する場合は免除する）
前払金	・適用なし
中間前払金	・適用なし
部分払金	・適用あり　（佐久市財務規則第 138 条の規定を準用）

5　その他の事項

・準用する佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得（平成 17 年訓令第 54 号）を熟読の上、ご参加ください。

・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り組合組織市町内に本社を有する業者、又は組合組織市町内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6　担当部課（問い合わせ先）

佐久市・北佐久郡環境施設組合 事務局 建設係
（長野県佐久市中込 3056 番地　佐久市役所内）
TEL　0267－62－2916（直通）　　FAX　0267－62－2289
Eﾒｰﾙ　info@sakukitasaku.or.jp